

	項目	基準	備考			
健康に関する項目	1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	細菌		
	2	大腸菌	検出されないこと			
	3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	金属類		
	4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下			
	5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下			
	6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下			
	7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下			
	8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下			
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		無機物質・無機化合物	
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下			
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下			
	12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下			
	13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下			
	健康に関する項目	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	有機物質	
		15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		
		16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び	0.04mg/L以下		
		17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下		
		18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		
		19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		
		20	ベンゼン	0.01mg/L以下		
		21	塩素酸	0.6mg/L以下		
		22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		
		23	クロロホルム	0.06mg/L以下		
	健康に関する項目	24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	消毒副生成物	
		25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		
		26	臭素酸	0.01mg/L以下		
		27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下		
		28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下		
		29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		
		30	プロモホルム	0.09mg/L以下		
		31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		
水道水が有すべき性状に関連する項目		32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下		無機物質・無機化合物
		33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下		
	34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下			
	35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下			
	36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下			
	37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下			
	38	塩化物イオン	200mg/L以下			
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	その他		
	40	蒸発残留物	500mg/L以下			
	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	有機物質		
	42	ジェオスミン 注1	0.00001mg/L以下			
	43	2-メチルイソボルネオール 注1	0.00001mg/L以下			
	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下			
	45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下			
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	その他		
47	pH値	5.8以上8.6以下				
48	味	異常でないこと				
49	臭気	異常でないこと				
50	色度	5度以下				
51	濁度	2度以下				

注1 水源が湖沼等水の停滞しやすい表流水の場合に検査する項目